

東大阪市景観計画【市役所本庁周辺景観形成重点地区】内に表示（設置）する屋外広告物

1. 色彩について

種 類	広告物の表示面積(m ²)	高彩度(彩度 8 以上)の 合計面積(m ²)	広告物の表示面積に対する 高彩度の面積の割合(%)
(例) 広告板壁面	20	8	40

※「広告物全体の面積に対する高彩度の面積の割合」が50%以下でなければ申請できません。

2. 意匠、数量等について

☐ ネオン管その他照明装置は点滅しない。
☐ 電動などで動きがなく、形状も変化しない。
☐ 電光掲示板等文字が動くもの、点滅するものではない。(映像、動画も含む)
☐ 1 建物、1 接道（土地に接する道路）につき、集合看板は1 個以下としている。
☐ 建物名は、建物各面につき 2 個以下としている。
☐ 自家用広告物である。 また、自家用広告物でない場合、共同住宅を主用途とする建物への設置・表示ではない。
☐ 屋上広告物の場合、縦の大きさは建物の高さの 1 / 3 まで、横の大きさは建物の幅の範囲内としている。
☐ 壁面広告物の場合、縦の大きさは建物の高さの 1 / 2 まで、横の大きさは建物の幅の範囲内としている。
☐ 電柱・電話柱への設置・表示ではない。

※上記項目全てに☑がなければ申請できません。